

食安監発0807第1号
平成24年8月7日

兵庫県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産活はまぐりの回収等について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりプロメトリン（0.03 ppm）を検出し、食品衛生法第11条第3項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第3項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	活はまぐり
届出数量	950 BG 19.00 t
産地又は輸出者	DALIAN YIRUN FOOD CO.,LTD
輸出国	中国
輸入者	株式会社東源 兵庫県芦屋市三条町20-19
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成24年7月25日
輸入届出受付番号	第92004695810号 1欄
検査結果	プロメトリン（0.03 ppm）検出
違反確定日	平成24年8月3日